

○防衛省告示第八十三号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和六年四月六日から施行する。

令和六年三月二十七日

防衛大臣 木原 稔

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊大矢野原演習場	北熊本駐屯地業務隊長
陸上自衛隊十文字原演習場	別府駐屯地業務隊長
陸上自衛隊日出生台演習場	湯布院駐屯地業務隊長
陸上自衛隊霧島演習場	えびの駐屯地業務隊長

陸上自衛隊佐多射撃場

国分駐屯地業務隊長